

Q & A

Q 1 : 測定対象機器は、具体的にはいつ頃製造されたものが対象となるのですか。

A 1 : 次の電気機器等で製造後に絶縁油の補充又は入れ替えをしていないことが明確なもの
はPCB混入の可能性が極めて低い
ため、補助の対象とはなりません。

これら以外の電気機器が対象です。

(1) 2003年(平成15年)以降に製造された機器

(2) 1953年(昭和28年)以前製造の国内メーカー製の機器

(3) 上記以外の、製造メーカーが製造段階のPCB不含有を確認している機器

※ なお、PCBの含有が銘板等で確認できる機器も対象外です。

※ 県のホームページに参考となるサイトへのリンクがありますので、そちらを参照してください。また、申請時には、測定対象機器について微量PCB混入の可能性
があることを示す資料(製造メーカー等のホームページの写し、製造メーカーへの
問い合わせの記録等)が必要です。

Q 2 : 徳島県外にも測定対象機器がありますが、併せて申請できますか。

A 2 : 徳島県内で保管又は使用している機器が対象ですので、県外の機器は申請できません。
対象となる自治体にお問い合わせください。

Q 3 : 事業場の住所が阿南市ですが、南部総合県民局で申請できますか。

A 3 : お手数ですが、県庁環境整備課まで申請をお願いします。

Q 4 : 一度に複数の機器の分析を行う予定ですが、見積書は一括の金額でよいのですか。

A 4 : 見積書は、機器ごとに消費税込みの費用と消費税抜きの費用が分かるように
してください。なお、実績報告時の領収書についても同様です。

Q 5 : 平成22年度20検体、平成23年度40検体の分析を予定していますが、上限が
50検体までなので、10検体は補助の対象とはならないのですか。

A 5 : 1事業者あたりの上限の検体数は、各年度につき50検体となっていますので、
申請可能です。ただし、予算の状況によっては、ご希望に添えない場合もあります
ので、あらかじめご了承ください。

Q 6 : 分析費用等に係る消費税の取り扱いはどうなりますか。

A 6 : 補助対象にはなりませんので、消費税を控除して申請してください。

Q 7 : 分析方法について指定はありますか。

A 7 : 次の分析方法を対象とします。

①特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定の方法(平成4年
厚生省告示第192号)の別表第2に定める方法

②絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(平成22年1月環境省)
に定める方法

③その他県が認める方法

Q 8 : 平成22年1月の環境省の簡易測定法マニュアルの適用時期は、平成22年7月1
日からとなっていますが、それまではこの方法で分析しても補助の対象とはならない
のですか。

A 8 : 環境省に確認したところ、補助対象になると聞いています。

Q 9 : 分析は、県内の計量証明事業者でなければいけないのですか。

A 9 : 県外の計量証明事業者でもかまいません。

Q 10 : 計量証明事業者から送付された採取キットで試料を採取し、郵送により分析しても
らう予定ですが、郵送費用は補助対象となりますか。

A 10 : 郵送費用は補助対象としていません。

採取(運搬)費用は、外部に委託した費用についてのみ補助の対象とします。

Q11：自分で試料を採取し、計量証明事業者を持ち込もうと思っていますが、採取の手間代、ガソリン代等は補助対象となりますか。

A11：補助対象としていません。

Q&A10と同様に外部へ委託した費用についてのみ補助の対象とします。

なお、採取にあたっては専門的な知識を有する者に相談するなど安全に十分配慮してください。

Q12：現在使用中の機器で銘板の確認、試料の採取等が難しいのですが、どうすればよいですか。

Q12：専門的な知識を持った電気主任技術者等が立ち会うなど、感電事故のないよう、安全に十分配慮してください。

Q13：分析の結果、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下の場合でも補助対象となるのですか。

A13：補助対象となります。

Q14：分析結果によって処理の取り扱いに違いはあるのですか。

A14：絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下の場合は、産業廃棄物として処理業者に委託して処理する必要があります。

また、0.5mg/kg超の場合は、特別管理産業廃棄物に該当しますので、Q&A15の対応が必要です。

Q15：分析の結果、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg超であった場合、どのようにすればよいのですか。

A15：次の対応が必要です。

①使用済みの機器の場合

- ・廃棄物処理法第12条の2第6項に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を選任します。
- ・同条第2項の保管基準に基づき廃電気機器等を処分するまで適正に保管します。
- ・PCB特措法第8条に基づく保管等の届出を、翌年の6月30日までに県に対して行います。

②使用中の機器の場合（予備を含む。）

- ・電気関係報告規則第4条の表第15の2に基づく電気工作物の使用届出を行います。

③使用を廃止する機器の場合

- ・電気関係報告規則第4条の表第17の2に基づく電気工作物の廃止届出を行います。
- ・①と同様の手続きを行う必要があります。

※ ②及び③の電気工作物関係の手続きは、管轄する経済産業省産業保安監督部まで

その他の問い合わせは下記までご相談ください。

〒770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県県民環境部環境総局環境整備課 処理業審査・指導担当

電話 088-621-2269

FAX 088-621-2846